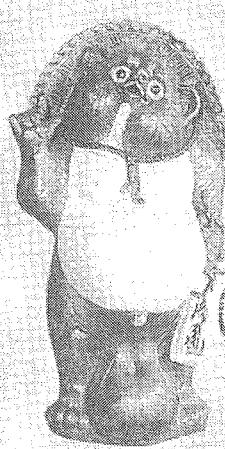


滋賀県立

聴覚障害者センター

だより



— 86 号 —

発行日／平成 29 年 7 月 10 日
発行所／草津市大路 2 丁目 11-33
TEL 077-561-6111
077-561-6133
HP <http://www.shigajou.or.jp>
Blog <http://shigajou.sblo.jp/>

のものです。また、総会では、役員改選、ブロック体制の再編について提案されそれぞれ承認されました。

シンポジウムでは、電話リレーサービスと遠隔地手話通訳について、厚生省、全日本ろうあ連盟、全難聴、日本財団の代表者、担当者をシンポジストに迎えて行われました。シンポでは、主に電話リレーサービスを取りあげられ、同事業間の現状や今後の展開について議論されました。国

の事業化も今年度初めてでもあり、主に現状についての報告が中心となりました。遠隔地手話通訳サービスについては、入札や運用を危惧する意見がありました。

今回のブロック会議では、事業担当者ごとの集まり（研修又は会議）について協議し、手話通訳派遣担当者会議（9月）、映像制作担当者研修会（10月）、相談担当研修（時期未定）の3つの分野で事業の交流、検討をするすすめていくことになりました。

次年度は、福島県で開催される予定です。

電話リレーサービスを テーマにシンポ

全国聴覚障害者情報提供施設協議会の 総会・大会開かれる

（電話リレーサービスを巡る課題などについて討議）

全国51か所の情報提供施設の代 表らが集う

去る6月8日、9日、特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会の年度総会及び第13回施設大会が、茨城市水戸市の会場で開催されました。総会には、平成28年度に開所した2施設（秋田県・広島県）を含む全国52か所（出席は51か所）の情報提供施設の代表らが集まりました。

と決算、平成29年度の事業計画と予算のそれぞれが満場一致で承認されました。特に、事業計画では、専門別研修会の開催や厚労省に対する要望懇談会の実施（7～8月）の他、電話リレー・遠隔地手話通訳に係る研究事業（全国生協連・全労済）の実施、また、全日本ろうあ連盟が実施する「電話リレーサービス等啓発普及推進事業（仮称）」への委員の派遣など、情報提供施設の機能と絡めた検討が進むことになります。これは、今年度、国の補助金による「電話リレーサービス提供事業」を全国4か所（滋賀含む）の開始を受けて

近畿・東海ブロックでの交流強化

いざれにしても、今後、情報提供施設の機能や役割がどう絡んでくるか今後の検討になると思われます。



事業計画などを承認
総会では、平成28年度の事業報告

（近畿・東海ブロックでの交流強化）

2日目は、ブロック別会議が開催され、滋賀県は近畿・東海ブロック（15施設）のメンバーとして参加しました。

DVD「おしゃべてタモちゃん」

合理的的配慮つてなあに

当センターが制作に協力したDVDの紹介です。このDVDは当セン

ターが加盟する特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会

が助成事業により制作したもので、障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法等で謳われている「合理的配慮」とは何かについて、手話

字幕等で聴覚障害者にわかりやすく解説したものです。

「タモちゃん」こと、聴覚障害者の田門浩弁護士に、合理的配慮が必要になると思われるいくつかの場面を作り、聴覚障害者としてどう考えればいいか、また、どう取り組めばいいか、解説してもらうという内容になっています。

このDVDの制作には当センターの他、熊本や京都、兵庫、神奈川、川崎、東京の情報提供施設が協力して、シナリオ、撮影、編集、出演等を共同あるいは分担し、限られた時間の中で制作を行いました。

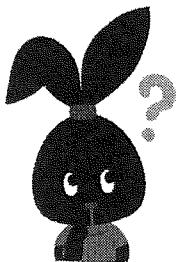
どなたにでも気軽に見てもらえるようになっていますので、ご覧になりたい方は当センターまでお問い合わせください。

これらの効果もあり、相談希望者は昨年の同時期より増加しています。高島市と米原市での出張相談は年1回ずつ実施でしたが、湖北、湖西地域での希望者増加が顕著で、今年度は年2回ずつに増やしました。また、相談時間も1人あたり30分から1時間に増やし、時間をかけて相談できる体制を整えました。

今後も、聞こえに関する支援ができる専門施設として、多くの方にご利用いただけるようニーズに応えて



DVDの事例メニュー



きこえの相談より ～増えるニーズに応える～

毎月1回土曜日に「きこえの相談」を実施しています。

聞こえの相談事業

大津市聴覚障害者 相談員設置事業

いきたいと思います。

6月8日（木）午後1時半から大津きこえの福祉講座を開催しました。講座2コマとグループ相談、並行して個別相談を行いました。講座は、「きこえ」と補聴器について。補聴器は精密機器で高額になり購入をためらってしまいます。いろいろな聞こえに合わせた機能があることなどを知ってもらう目的で講座を開催しています。

申込者は16名、個別相談希望者も8名ありました。聴力検査を含むため4名までしか受けられません。出張相談の南郷会場に個別相談を振り分け、さらに同日午前中に2名をお受けしました。

グループ相談では、参加者より「できるだけ補聴器のお世話をなるのを引き延ばしたい」という声や、「自分はこうなんだと受け入れて、皆に協力を求めるのも大切。実行したら気持ちが軽くなつた」との発言もありました。このような思いを出し合いました。これがとても大切だと感じます。引き続き出張相談でも集まっています。PRしていきます。

平成 29 年度 意思疎通支援者の養成事業開催中・募集中

	内 容	日 程
手話通訳者養成 I	手話通訳者をめざす人 厚生労働省手話通訳者養成カリキュラムに 準じた講義 5 時間、実技 35 時間	6 月～平成 30 年 3 月 ①火曜日 19 時～21 時 ②木曜日 13 時 30 分～15 時 30 分
手話通訳者養成 II・III	手話通訳 I 修了し手話通訳者をめざす人 厚生労働省手話通訳者養成カリキュラムに 準じた講義 7 時間、実技 48 時間	4 月～11 月 ①水曜日 19 時～21 時 ②金曜日 19 時～21 時 * * ②会場・彦根市障害者福祉センター
手話通訳士養成	手話通訳士をめざす人 手話通訳技能認定試験対策講座	5 月～9 月の間 10 回 月曜日 13 時 30 分～16 時 30 分
手書き要約筆記者養成 講座（後期）	昨年度より継続 手書き要約筆記者をめざす人	4 月～8 月 火曜日 13 時 30 分～16 時 30 分

▼▼こちらは募集中です▼▼

パソコン要約筆記者 養成講座（前期）	パソコン要約筆記者をめざす人 タッチタイピングが可能 8 月 18 日（金）まで募集中	9 月 5 日～平成 30 年 2 月 6 日 火曜日 13 時 30 分～16 時 30 分
-----------------------	---	--

会場は、聴覚障害者センター * 彦根市障害者福祉センター

平成 29 年度滋賀県専任手話通訳者会議総会開催

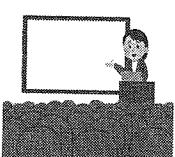
県庁や福祉事務所など、公的な機関に手話通訳者を設置し、来庁する聴覚障害者の対応や学校、病院など聴覚障害者の必要とする場所に出向いて手話通訳を行う事業が 1973 年に「手話通訳設置事業」として国の事業として始まりました。当県では同年に大津市に初めて設置されて以降、現在 13 市 2 町に専任手話通訳者として設置されています。

専任手話通訳者協議会は、そのような専任手話通訳者の専門性や地域及び資質向上を図るために会員相互の情報交換や研修を行い、連携を深め聴覚障害者の福祉の増進に努めることを目的に 1996 年に発足し、2 カ月に一回、県内各地で会議や研修会を開催しています。

さる 5 月 25 日、県庁において 29 年度の協議会の総会を開催、新年度がスタートしました。総会では、昨年度の取り組みをふりかえり、今年度の事業について活発に協議を行いました。今年度の研修では、医療場面における手話通訳者についての学習や、司法・教育・労働の専門家をお招きしての研修など、聴覚障害者の暮らしを支援する専門職として必要な知識・技術について研修することになっています。

「ピアスープービジョン」「民事法律扶助制度について」
 「聴覚障害児の実態と支援」
 「医療場面における手話通訳」など

研修のテーマ



子どもたちの笑顔は 未来の希望にもなる

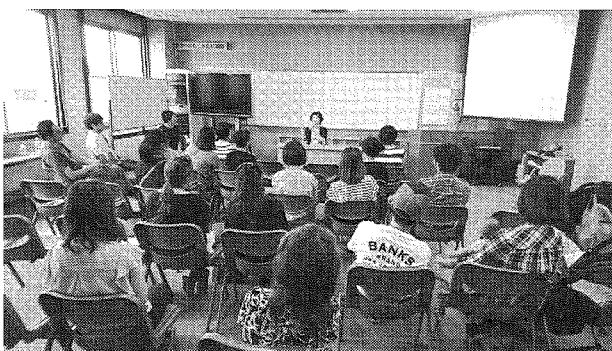
【のびのびサロン】

聴覚障害児と保護者のサポートの為に保護者対象の学習会を開催しています。

今後日程は次の通りです。

7月 23日 (日) 13:30-16:30
9月 24日 (日) 13:30-16:30
10月 22日 (日) 13:30-16:30
11月 19日 (日) 13:30-16:30
1月 28日 (日) 13:30-16:30

7月23日のテーマは「聴覚障害児の障害認識」についてです。会場は聴覚障害者センターです。奈良県立ろう学校の森井結美氏をお招きし、聴覚障害児の障害の認識の過程や取り巻く環境などについて学習する予定です。



会場など詳しくは滋賀県立聴覚障害者センターまでにお問い合わせください。

【クローバークラブ】



聴覚障害児とその兄弟と一緒に集団活動を楽しめるワークショップを開催しています。

今後の日程は次の通りです。

8月 1日 (火) 10:00-15:00
11月 19日 (日) 10:00-15:00
12月 17日 (日) 10:00-15:00
3月 28日 (水) 10:00-15:00

8月1日は岐阜ろう劇団いぶきをお招きし、身体表現ワークショップをする予定です。

企画対象は小学生以上となっていますが、就学未満のお子さんは保護者同伴で参加できます。

ご家族での参加もできます。

タツノオトシゴ

「共生」又は「共生社会」を法の目的や理念に定めている法律、通知は多い。障害児教育では「共生社会の形成」、以下、障害者基本法「共生する社会の実現」、障害者総合支援法「地域社会における共生の実現」、障害者差別解消法「共生する社会の実現」、「地域共生社会」実現本部の始動となる。このキーワードの前文には、「・・・分け隔てられることなく、相互に個性と人格を尊重しあいながら」とあり、元々「共生」の意味としての「互いに助け合う」「多様なあり方を認め合う」と重なる。しかし、「分け隔てられ」ているのは、障害者と障害のない人の生活水準や暮らししばりに大きな隔たりがあるのであるから、「相互に」「しあう」ではなく、まずは障害者の暮らしを高める条件整備を。そのキーワードは、他の者との「平等」(骨格提言)が相応しいと思うがどうか。(H・K)